

○海上自衛官に対する薬物検査実施要領について（通知）

平成18年4月27日
海幕補第2873号

改正 平成21年3月27日 海幕補第2365号〔第1次改正〕
平成21年7月31日 海幕補第6209号〔第2次改正〕
平成22年3月19日 海幕補第2395号〔第3次改正〕
平成24年7月24日 海幕補第6190号〔第4次改正〕
平成26年3月24日 海幕補第2629号〔第5次改正〕
令和4年3月11日 海幕補第423号〔海上自衛官に
対する薬物検査実施要領の一部変更について（通知）
による改正〕

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各機関の長あて

海上自衛官に対する薬物検査実施要領について（通知）

記

標記について、関連文書に基づき、別冊のとおり定めたので通知する。

関連文書：1 防人1第3192号（18.3.30）
2 海幕補第2872号（18.4.27）

添付書類：別 冊

海上自衛官に対する薬物検査実施要領

1 定 義

(1) 検査キット

別途、海上幕僚長が指定する尿定性検査キットをいう。

(2) 薬物検査事務員

検査対象者の選定・通知、薬物検査実施記録等の事務をつかさどる者をいう。

(3) 検査器材

検査キット、検査カップ、未滅菌手袋、尿輸送用ボトル、尿輸送用クーラーボックス及び尿輸送用保冷剤をいう。

(4) 遠隔地部隊等

検査対象者の近傍に検査担当者が所在せず、最寄りの検査担当者へ検体の送付を必要とする部隊等をいう。

なお、特令する場合のほか、遠隔地部隊等の標準は別紙第1のとおり。

2 周 知

実施責任者は、担当地区に所在する海上自衛官に対し、薬物検査の実施について周知させるため、各部隊等の長を通じて薬物検査に関する所要の教育を実施する。

3 薬物検査の留意事項

(1) 検査キットの性能等に関する認識

検査キットの性能上、薬物使用を確定し得るものではなく、陽性判定が、直ちに、薬物の使用を裏付けるものではないことを十分認識して、検査に当たるものとする。

(2) 個人情報の保護等に関する配慮

薬物検査の実施において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法令の定めるところに従い、受検者のプライバシーについて十分に配慮するとともに、薬物検査に係る実施記録等の個人情報については、海上幕僚監部人事教育部補任課サービス室が一括管理するものとする。

(3) 不正及び錯誤の防止

薬物検査においては、採尿・判定・記録の際に、不正や錯誤のないように十分に注意する。

(4) 薬物検査の実施に関する秘匿

実施責任者は、事前に薬物検査の実施を検査対象者に知られることのないよう十分に留意するものとする。

4 薬物検査事務員の指定

海上幕僚監部においては補任課サービス員を、地方総監部においては人事課服務係員を、派遣部隊等においては幹部自衛官をもって充てる。

5 検査対象者への告知・同意の取付け

(1) 総括実施責任者補佐は、原則として薬物検査当日の0800までに検査対象者を実

施責任者へ通知する。本通知は、海上幕僚監部の薬物検査事務員が地方総監部の薬物検査事務員を通じて（東京地区を除く。）実施責任者へ通知する。

- (2) 前号により通知を受けた実施責任者は、速やかに検査対象者の所属する直近上位の部隊等の長（海上幕僚監部勤務員にあつては各課長等）を通じて、検査対象者へ告知する。当該部隊等の長は、検査対象者に対し、別紙第2に示す内容を閲読させ、同意書に記載された内容を口頭で説明した後、同意書を取り付ける。

なお、薬物検査拒否者に対しては、その理由を聴取するとともに、再度、同意書に記載された内容を説明した後、改めて薬物検査の受検を求めるものとする。

- (3) 前号で得られた同意書は、実施責任者が保管するものとする。
- (4) 検査対象者が相当の理由により、薬物検査を受けることが不相当と検査対象者の所属する直近上位の部隊等の長が判断する場合及び薬物検査拒否者に関しては、理由を付して実施責任者へ報告する。
- (5) 前号による報告を受けた実施責任者は、薬物検査事務員を通じて総括実施責任者へ報告するとともに、総括実施責任者は海上幕僚長へ報告する。
- (6) 実施責任者は、検査対象者の求めに応じてその選定方法について検査対象者の所属する直近上位の部隊等の長を通じて、説明するものとする。

6 薬物検査の実施

- (1) 実施責任者は、薬物検査の受検に同意した検査対象者に対して、地区所在の検査担当者が指定する検査場所において検体を採取させる。検体の採取に際しては、他人の検体又は異物等の混入を防止するため、検査監視員に採取を監視させるものとする。

なお、遠隔地部隊等については、実施責任者の指定する場所において検体を採取させ、当該検体を冷蔵のうえ、2日以内に最寄りの検査担当者へ送付する。送付先については別紙第1のとおり。

- (2) 採取した検体又は送付された検体について、検査キットを使用して検査担当者が検査を実施する。
- (3) 検査担当者は、検査の結果、陰性と判定されなかった場合、又は検査結果の信ぴょう性が疑われると判断した場合、再度、同一の検体を使用して再検査を実施するものとする。
- (4) 検査担当者は、再検査の結果、陽性と判定した場合、当該検査対象者の氏名及び陽性反応検出項目を速やかに実施責任者に通報するとともに、特令あるまで当該検体を冷凍のうえ、保管するものとする。

7 面接の実施

- (1) 検査担当者から陽性と判定された隊員の通報を得た実施責任者は、当該隊員と個人面接を実施し、薬物使用の有無（陽性反応検出項目に係る医薬品を含む。）を確認する。

なお、実施責任者による個人面接等が困難な場合については、実施責任者が指定する部隊等の長にその実施を委任することができる。この場合において、個人面接等を実施した部隊等の長は、その結果を実施責任者へ報告するものとする。

(2) 面接の過程において薬物に係る専門的知識が必要な場合、検査担当者は、助言を実施するものとする。

8 検査結果等の報告・通報

(1) 実施責任者は、前項における面接の結果、当該検査対象者による薬物乱用の疑いがあると判断した場合、最寄りの地方警務隊に告発するとともに、当該隊員の懲戒権者へ申立てを行うものとする。また、面接の結果、当該検査対象者による薬物乱用の疑いがあるとの判断に至らなかった場合においても、陽性反応検出項目、服用薬等の細部状況を最寄りの地方警務隊に通報するものとする。

(2) 実施責任者は、薬物検査拒否者、受検した者の検査結果（個人面接を実施した場合は、その結果を含む。）及び地方警務隊への告発、通報状況を総括実施責任者へ遅滞なく報告するものとする。

9 薬物検査記録等の保存

薬物検査実施記録等については、海上幕僚監部人事教育部補任課服務室において一括保管とする。

10 検査器材の調達・補給等

(1) 検査器材の調達・補給

検査器材の調達・補給等については、次のほか別紙第3のとおり。

ア 海上幕僚監部人事教育部補任課服務室において、検査器材年度調達配分計画を作成する。

イ 前項の計画に基づき、海上幕僚監部装備部装備需品課において、年度調達基本計画書（地方調達）に計上するとともに、検査器材年度調達配分計画を補給本部需品部へ通知する。

ウ 補給本部は、検査キットに係る需給統制機関として、年度調達基本計画書（地方調達）に基づき調達する。

一方、検査キットを除く検査器材については東京業務隊、各造修補給所、各整備補給隊、函館基地隊、第1術科学校において、年度調達基本計画書（地方調達）に基づき調達する。

なお、遠隔地部隊等における検査器材（検査カップ、尿輸送用ボトル、尿輸送用クーラーボックス、尿輸送用保冷剤）については、所属する分任物品管理官から供用受けし、管理するものとする。

(2) 検査器材の在庫報告

ア 検査担当者（若しくは検査担当者が所属する部隊等の長）

月末における検査器材の使用数及び在庫数を翌月の10日までに別紙様式により報告する。

イ 遠隔地部隊等の長

四半期末における検査器材の使用数及び在庫数を翌月の10日までに別紙様式により報告する。

11 検査の流れ

薬物検査の全体の流れは別紙第4のとおり。

12 委任規定

薬物検査の実施に関し、実施責任者は本通知に定めるもののほか、必要事項を定めることができる。

別紙第 1

遠隔地部隊等の標準等

遠隔地部隊等の標準及び送付先（検査担当者）は、下表のとおりとする。

地 区	送付先（検査担当者）	遠隔地部隊等の標準
東京地区	海上幕僚監部衛生企画室長	補給本部、幹部学校、東京音楽隊、中央システム通信隊市原送信所・飯岡受信所
	鹿屋航空衛生隊長	中央システム通信隊えびの送信所
横須賀地区	硫黄島航空衛生隊長	父島基地分遣隊、南鳥島航空派遣隊
	館山航空衛生隊長	航空補給処
呉地区	岩国航空衛生隊長	岩国システム通信分遣隊美川送信所
	徳島航空衛生隊長	第 2 4 航空隊、阪神基地隊本部、由良基地分遣隊、仮屋磁気測定所、第 4 2 掃海隊
	小月航空衛生隊長	佐伯基地分遣隊
佐世保地区	佐世保衛生隊司令	対馬防備隊本部、上対馬警備所、下対馬警備所、壱岐警備所
	鹿屋航空衛生隊長	鹿児島音響測定所、奄美基地分遣隊
	小月航空衛生隊長	下関基地隊本部、第 4 3 掃海隊
舞鶴地区	舞鶴衛生隊司令	新潟基地分遣隊
大湊地区	大湊衛生隊司令	下北海洋観測所、竜飛警備所、松前警備所、余市防備隊本部、第 1 ミサイル艇隊、稚内基地分遣隊

別紙第2

薬物検査受検同意書

- 1 薬物検査は、市販の薬物尿検査キット等を使用して、薬物の人体への摂取の有無を確認するために行うものです。
- 2 薬物検査は、違法な薬物使用（以下「薬物乱用」という。）を未然に防止し、厳正な規律を保持すること、又は薬物使用がないことを確認することにより、自衛隊に対する国民の信頼を確保することを目的として実施するものです。
- 3 薬物検査は、検査対象者本人の同意を得た上で行います。
- 4 薬物検査は受検に同意しなかった場合、その事実は検査記録として保管されます。
この検査記録は、部内整理用として作成するものですが、犯罪捜査のため、捜査機関から関係法令に基づく照会があった場合には、当該検査記録を捜査機関に提出します。
- 5 この薬物検査の受検に同意しなかった者は、翌年度も検査対象者となります。
- 6 市販の薬物尿検査キットによる検査の結果、陰性と判定されなかったときは、その結果を確認するために、別の方法による再検査を行う場合があります。
- 6 薬物検査の結果、薬物乱用の疑いがあると認められた場合には、捜査機関に通報又は告発するとともに、懲戒権者への申立てを行います。

以上を踏まえ、以下の質問事項に回答してください。（「はい」又は「いいえ」の欄にチェックを入れてください。受検に同意しない場合、可能であれば、備考欄にその理由の記述をお願いします。）

質問事項	はい	いいえ	備考
薬物検査の受検に同意します。			(同意しない場合はその理由、また、現在服用中の風邪薬等があれば記入)

以上、相違ありません。（自 署）

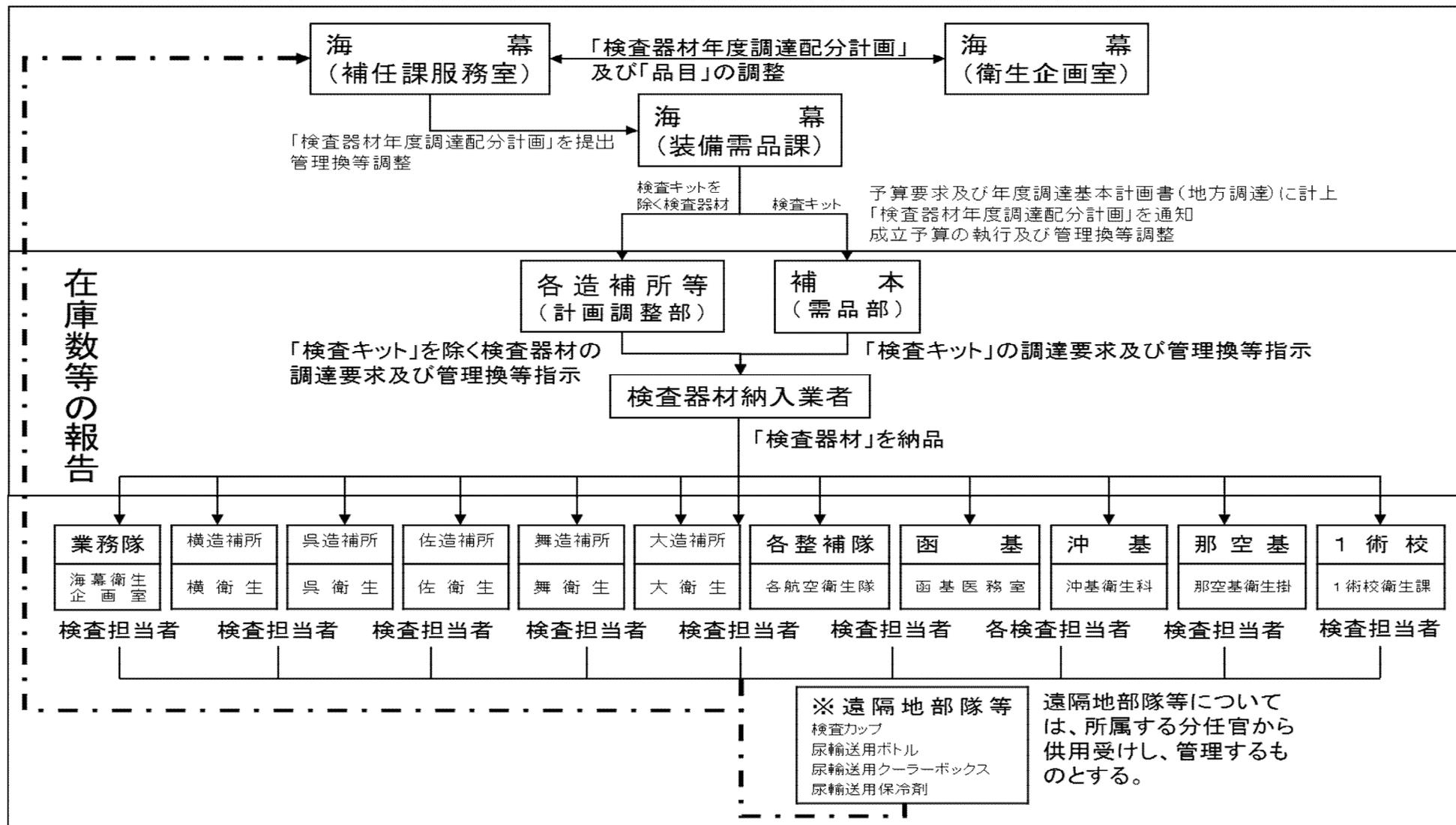
平成 年 月 日

所属 _____

階級 _____

氏名 _____

検査器材調達補給等の流れ

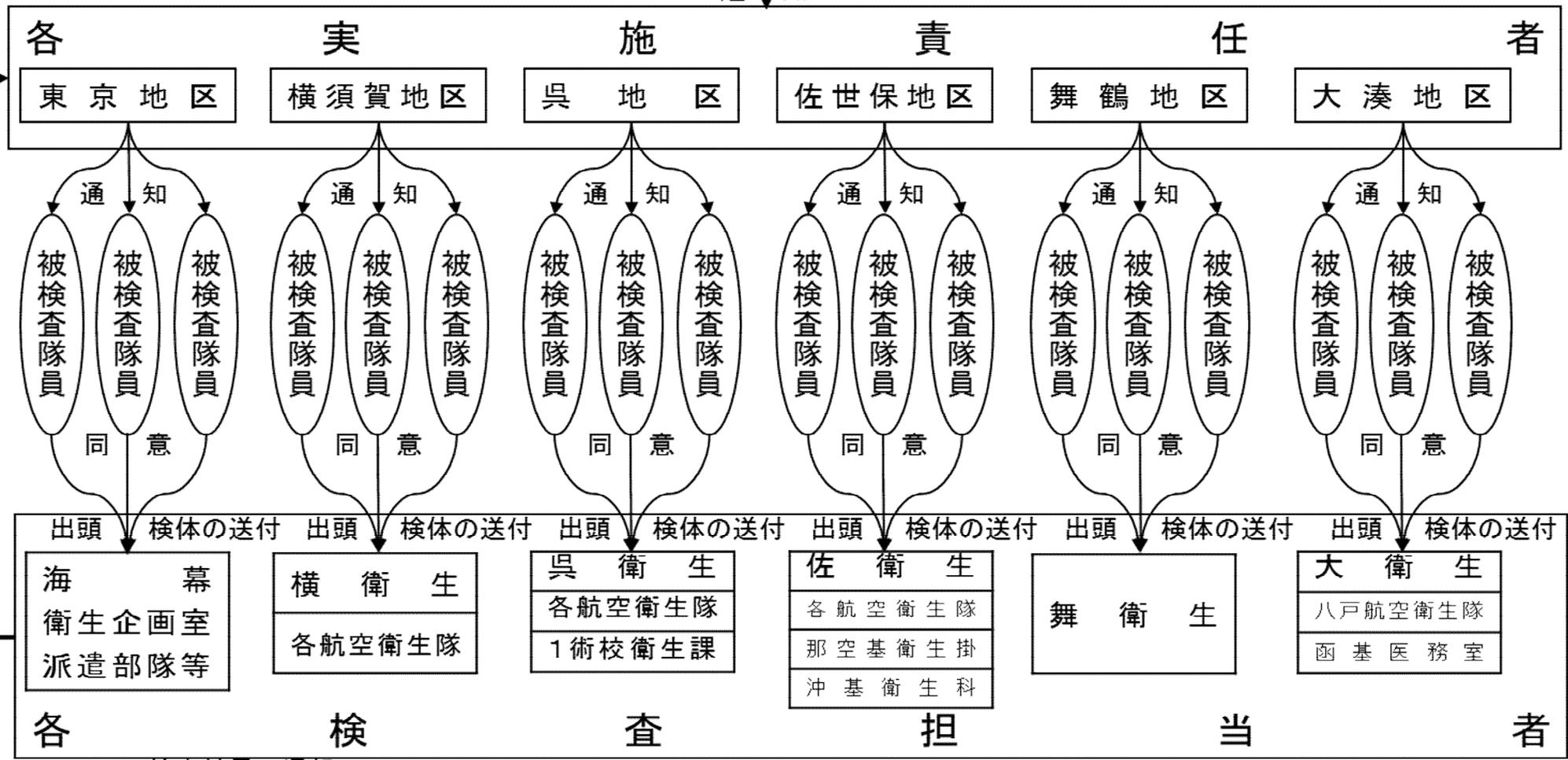


検査結果等記録
薬物検査拒否者リスト

幕 海
総括実施責任者
(人事教育部長)
(首席衛生官)

各警務隊長

全ての検査結果等を報告
告知
薬物使用(薬物犯罪)の可能性が高い隊員の告発
薬物使用(薬物犯罪)の可能性があると判断に至らない隊員の通報



検査結果の通報

別紙様式

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

(薬物検査総括実施責任者補佐)

海上幕僚監部人事教育部長 殿

検査担当者（検査担当者の所属する部隊等の長）
又は遠隔地部隊等の長

月分検査器材在庫報告

1 在庫数等

番号	検査器材	使用数	在庫数	備 考
1	検査キット			例：試薬不良のため1本消耗
2	検査カップ			
3	未滅菌手袋			
4	尿輸送用ボトル			
5	尿輸送用クーラーボックス			
6	尿輸送用保冷剤			

番号1から3：検査担当者

番号2及び番号4から番号6：遠隔地部隊等の長

2 その他